

平成29年度第6回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	平成29年8月9日(水)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎3階 まんてんホール					
開会時間	14時10分					
閉会時間	15時25分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	野口 孝志	出席
	2番	糸田 雅樹	出席	6番	竹内 友夏	出席
	3番	井上 雅夫	出席	7番	恩田 一秀	出席
農地利用最適 化推進委員 出欠	4番	庄倉 三保子	出席			
	8番	野口 龍馬	出席	14番	頼田 洋子	出席
	9番	遠藤 宏明	出席	15番	井上 武	出席
	10番	恩田 真季	出席	16番	田邊 元史	出席
	11番	林原 敏夫	出席	17番	作野 英明	出席
	12番	池田 和雄	出席	18番	遠藤 健一	出席
13番	吉次 純一郎	出席				
議事録署名委員	1番	市川 春樹		2番	糸田 雅樹	
出席吏員	事務局長 芝田 卓巳 事務局長補佐 亀尾 憲司 事務員 田邊 操枝					
傍聴人	0人					

付議案件	
議案番号	提出議案の題目
第1号	南部町農地利用最適化推進委員の担当集落の決定について
第2号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第3号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第4号	農地法施行規則第5条第1項の規定による2アール未満の農業用施設用地の認定について
第5号	非農地証明の交付について
第6号	農用地利用集積計画案の決定について
協議事項	(1) 南部町農業委員会親睦会会則、親睦会慶弔規定について (2) 役員を選出について (3) 積立金、慶弔費の金額及び初回引き去り月について (4) 遊休農地の判断に関する現地研修について (5) パトロールの出発式及び班編成について
報告事項	(1) 農地法第5条第1項の規定による農地の一時転用届について
その他	(1) 農業新聞の購読について (2) 委嘱状、バッジ、手帳の交付について (3) 第7回南部町農業委員会総会開催日

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1. 開 会	局 長	ただいまより、平成 29 年度第 6 回南部町農業委員会総会を開会致します。本日の欠席者はおられません。農業委員会法第 21 条及び農業委員会会議規則第 5 条によりまして出席者が過半数に達しておりますので、本会は成立していることを報告致します。それでは会長の挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会 長	～省略～
	局 長	農業委員会会議規則第 6 条によりまして、日程 3 以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議 長	議事録署名委員は、1 番 市川春樹委員、2 番 糸田雅樹委員、書記につきましては田邊事務員をお願いします。
4. 議事 議案第 1 号 南部町農地利用最適化推進委員の担当集落の決定について	議 長	議事に入ります。『議案第 1 号 南部町農地利用最適化推進委員の担当集落の決定について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局 長	議案書の 1 ページです。農業委員会等に関する法律第 17 条第 2 項の規定によりまして、担当集落を決めるという提案です。農業委員さんは各地区から出てきておられますが、最適化推進委員さんの担当集落の決定につきましては、農業委員さんからの報告に基づいて担当地区割を作成しました。決定してよいか採決を求めます。
	議 長	南部町農業委員会担当集落 (案) という事で、議案書の 1 ページに記載されていますが、ご異議ございませんか。
	一 同	異議なし。
	議 長	異議なしと認め『議案第 1 号 南部町農地利用最適化推進委員の担当集落の決定について』は議決決定しました。
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について	議 長	『議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局 長	議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について、農地法施行令第 1 条の 2 の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。内容につきましては局長補佐より説明いたします。
	局長補佐	<p style="text-align: center;"><b>【 議案第 2 号朗読及び説明 (議案書 2 頁) 】</b></p> <p>番号 1  土地の表示： 登記・田 現況・畑 m<sup>2</sup>  譲渡人：南部町 番地 耕作面積 m<sup>2</sup>  譲受人：南部町 番地 耕作面積 m<sup>2</sup>  売買、 所有権移転</p> <p>現況地目を田と書いていますが畑に訂正をお願いします。10 a あたりの売買価格は 円です。先ほどの研修会で下限面積が重要であるという説明がありましたが、さんの耕作面積は m<sup>2</sup>で、下限面積 5,000 m<sup>2</sup>を超えていますので条件をクリアしています。</p>
	議 長	議案第 2 号につきまして質疑を受けます。ご異議ございませんか。
	一 同	異議なし。

	議 長	異議なしと認め『議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について』は議決承認されました。
議案第 3 号 農地法第 5 条 の規定による 許可申請に対 する許可につ いて	議 長	『議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局 長	議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について、農地法施行令第 7 条の 1 の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。内容につきましては局長補佐より説明いたします。
	局長補佐	<p style="text-align: center;">【 議案第 3 号朗読及び説明（議案書 3～4 頁）】</p> <p>番号 1 土地の表示： 登記・田 現況・田 m<sup>2</sup> 田 1 筆 m<sup>2</sup> 貸人： 借人： 賃貸借 その他 太陽光発電設備</p> <p>この申請地は農業振興地域除外地です。他の農地区分にも非該当で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地のため、農地区分は第 2 種に該当します。事業目的から見た転用面積は問題なく、契約種別は賃貸借です。以上の結果、転用妥当としての申請です。10 a あたりの賃貸借料は年あたり 円です。</p> <p>番号 2 土地の表示： 登記・田 現況・畑 m<sup>2</sup>                   登記・田 現況・畑 m<sup>2</sup>                   登記・田 現況・畑 m<sup>2</sup>                   登記・田 現況・畑 m<sup>2</sup>                   登記・田 現況・畑 m<sup>2</sup> 田 5 筆 m<sup>2</sup> 譲渡人： 譲受人：</p> <p>売買 住宅 建売住宅（区画数 4、区画道路 1）</p> <p>この申請地は農業振興地域除外地です。他の農地区分にも非該当で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地のため、農地区分は第 2 種に該当します。事業目的から見た転用面積は問題なく、契約種別は売買です。以上の結果、転用妥当としての申請です。10 a あたりの売買価格は 円です。</p>
	議 長	3 号議案につきましては現地調査を行っていますので、庄倉委員より現地調査報告をお願いします。
	庄倉委員	本日 9 時より、恩田会長、市川職務代理、作野委員、野口孝志委員、池田委員、野口龍馬委員、竹内委員、芝田局長、亀尾局長補佐、私の 10 名で現地調査を行いました。現地調査資料の 3 ページを開いて下さい。場所は、の左側の下の方の田んぼの一面です。は稲が植わっていましたが、も稲が植えてあります。は自己管理の状態でした。周りの同意も取って

		<p>ありますし、場所的には問題ないと判断しました。 の所から進入しまして、6 ページを見てもらうと太陽光パネルの配置図が載っています。④の方から入って、このように配置するようになっています。</p> <p>2 番も午前中に同じメンバーで調査を行いました。場所は 9 ページを見て下さい。申請地の upper 側に とありますが、その上は町道です。下の方のは です。12 ページに住宅の配置図が書いてあります。下の部分に進入路を付けて 4 区画に住宅が建つ予定です。上下水道は、4-B 断面と書いてある所は町道で、そこに上下水道が入っていますのでここに流すということになります。雨水排水は、左側に池がかりの川がありますのでそこに流すということです。右側の町道に細い点々がありますが、井出がかりなのですが、すごく幅が狭く浅いためここには流せないで、入口の所を補強してグレーチングをかけて道を付けるという形になります。 さんの家との境界もきちんとしてありましたし、 さんの家との境界には L 型ブロックを配置される計画です。周辺の田の所有者、家の所有者、池がかりの組合等全て同意書が取ってあります。特に問題は無いと判断しました。</p>
	議長	議案第 3 号につきまして質疑を受けます。
	糸田委員	番号 1 についてですが、太陽光発電設備で賃貸借という事ですが、契約期間はどのようになっていますか。太陽光発電は半永久的なものとは違うのですか。その都度更新が行われるのですか。
	局長補佐	契約は 20 年と聞いています。20 年経てば現況に戻すという契約ですが、継続されるのかは分かりません。ちなみに、契約売電単価は 円と聞いています。
	糸田委員	ありがとうございました。
	議長	他にございませんが。ご異議ありませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、『議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について』は議決承認されました。
議案第 4 号 農地法施行規則第 5 条第 1 項の規定による 2 アール未満の農業用施設用地の認定について	議長	『議案第 4 号 農地法施行規則第 5 条第 1 項の規定による 2 アール未満の農業用施設用地の認定について』を上程します。提案者からの説明を求めます。
	局長	農地法施行規則第 5 条の規定による 2 アール未満の農業用施設用地の認定について。下記申請について、農地法施行規則第 5 条第 1 項の規定による 2 アール未満の農業用施設用地であることの認定を求めます。
	局長補佐	<p>【 議案第 4 号朗読及び説明（議案書 5 頁）】</p> <p>番号 1</p> <p>土地の表示： 登記・田 現況・田 m<sup>2</sup>の内 m<sup>2</sup></p> <p>申請人： 農業用施設用地 農業用機具倉庫 施設面積 m<sup>2</sup></p> <p>現在、家の周辺に点在して置いている農業用機械を 1 ヲ所に集め、営農の作業効率を高めるとともに、機械の保全管理に努めるため。</p>
	議長	議案第 4 号につきまして、庄倉委員より現地調査報告をお願いします。
	庄倉委員	先ほどと同じメンバーで現地調査を行いました。場所は 19 ページを見て下さい。のそばです。21 ページを見て下さい。巾 19.5m、奥行き 10m にきちんと杭が打ってありました。間違いありませんでした。手前から 8

		mの入り口を付けまして、の建物を建てて、トラクター、田植え機、管理機、運搬車を収納されるという事です。現在は、草刈がしてあり田であったことが確認できました。7番には、入り口の8mの所から真っ直ぐに入るようになっていて、これからも耕作ができる状況になっていました。問題ないと確認しました。
	議長	地元の作野委員さん何か補足されることはありませんか。
	作野委員	補足をするところは特にありませんが、水利組合の同意書も取っております。申請者宅は農機具を収納する場所が無く、現在露天の状態です。収納場所を確保したいと相談がありまして、事務局にも相談して頂きながら今回の申請となりました。
	議長	議案第4号について質疑を受けます。
	井上武委員	農機具倉庫以外の残地は、今後どのように使われますか。
	作野委員	の田は、しばらく耕作されていない状況です。何故かと言うと、少し先に堤がありまして、その下は柔らかくて機械もなかなか入りません。耕耘等維持管理には苦勞をされています。それと、神社がすぐそばにあります。今日、現地確認された方は分かれたと思いますが、凄く大きな木がこもっていて風が吹くとかなりの落葉があります。水田には向かない状況です。本人さんも大変困っておられて、これからも自己保全でやらざるを得ない考えでおられます。
	議長	私も現地調査に行きました。22ページを見て頂くと分かるようにすぐ隣が田中神社です。
	糸田委員	井上委員とダブるかもしれませんが、建物に入るための進入路など、これから埋め立てか何かされるのですか。そうすると、また手続きが必要になるという理解で良いですか。
	局長補佐	建物以外の造成等はされません。現状のまま使われます。
	糸田委員	地目は田のままですか。耕作放棄地という事ですか。
	局長補佐	地目は田のままです。2アール未満の農業用施設に限った転用ですので地目は変えることができません。
	糸田委員	進入路は田のままですか。
	局長補佐	はい、そうです。
	議長	他にございませんか、ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め『議案第4号 農地法施行規則第5条第1項の規定による2アール未満の農業用施設用地の認定について』は議決承認されました。
議案第5号 非農地証明書の 交付について	議長	『議案第5号 非農地証明書の交付について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局長	非農地証明書の交付について、下記の土地について交付申請のあった非農地証明書について、交付の可否について採決を求めます。内容につきましては、局長補佐より説明をします。
	局長補佐	【議案第5号朗読及び説明（議案書6頁）】 番号1 土地の表示： 登記：田 現況：雑種地 m <sup>2</sup>

		<p>申請人： 昭和 35 年頃から農業用の道路として使用するようになったため。国土地理院昭和 51 年の航空図面により確認。</p> <p>番号 2 土地の表示： 登記：田 現況：山林 m<sup>2</sup>                   登記：田 現況：山林 m<sup>2</sup>                   登記：田 現況：山林 m<sup>2</sup> 合計 田 3 筆 m<sup>2</sup></p> <p>申請人： 対象農地周辺が山林のため、日照が悪く、平成元年頃から杉を植林。国土地理院平成 4 年の航空図面により確認。杉の目通り直径 30 cm 以上を確認し 20 年以上の経過を確認しました。 1 番については、5 条申請の太陽光発電設備設置予定地の横に隣接している土地です。</p>
	議長	現地調査報告を庄倉委員よりお願いします。
	庄倉委員	<p>ここも、先ほどと同じメンバーで調査を行いました。</p> <p>番号 1 については 24、25 ページをご覧ください。 に太陽光設備を設置します。その隣の が昭和 35 年頃から農業用道路として使われています。完全な道路で、上に上がるのにも使われていたようです。</p> <p>番号 2 ですが、26、27 ページをご覧ください。金田の一番奥から山の中にしばらく歩いて入るような場所です。現地は直径が 20 cm 以上ある杉の林でした。非農地に間違いのない確認をしました。</p>
	議長	議案第 5 号につきまして質疑を受けます。
	井上武委員	番号 1 の地番は となっていますが、調査資料の 29 ページを見ると番になっています。分筆をされたのですか。
	局長補佐	分筆後の提案です。当初は同じ農地でしたが、農地として使われていない所なので分筆されたという事です。
	井上武委員	分かりました。
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め『議案第 5 号 非農地証明書の交付については』は承認されました。
議案第 6 号 農用地利用集積計画案の決定について	議長	『議案第 6 号 農用地利用集積計画案の決定について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局長	議案第 6 号、農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規程により議決を求めます。
	局長補佐	<p>平成 29 年 第 8 号農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定める。</p> <p>【農用地利用集積計画の要請の内容を整理番号ごとに朗読 (議案書 9～10 頁)】</p> <p>[再設定]</p>

		<p>整理番号 111～ 112 番          設定を受ける者： 1名          設定をする者： 2名          設定をする土地： 2筆 計 m<sup>2</sup></p> <p>以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を全て満たしています。ご審議をよろしくお願い致します</p>
	議 長	質疑に入ります。
		(質問・意見なし)
	議 長	ご異議ございませんか。
	一 同	異議なし。
	議 長	異議なしと認め、『議案第 6 号 農用地利用集積計画案の決定について』は議決決定致しました。
5. 協議事項 (1) 南部町農業委員会親睦会会則、親睦会慶弔規定について	議 長	協議事項に入ります。南部町農業委員会親睦会会則、親睦会慶弔規定について説明を求めます。
	局長補佐	別紙で、南部町農業委員会親睦会会則、南部町農業委員会親睦会慶弔規定、承諾書を総会資料と共にお配りしています。今までは、このような会則で親睦会等運営されてきました。親睦会会則の第 6 条に会長、職務代理の他に、幹事長 1 名、幹事 1 名、監査 2 名の役員を選出するようになっています。第 7 条で、毎月、積立金 6,000 円、慶弔費 400 円となっています。この規定通りで良いかご審議をお願いします。
	議 長	今までこのような会則規定で行っていましたが、継続するか、このままで良いか悪いかお伺いします。
		(質問、意見なし)
	議 長	今まで通りの会則で行うことにご異議ございませんか。
	一 同	異議なし。
	議 長	異議なしと認め、今まで通りの形をとることにします。役員を選出については、会長、職務代理に一任願いたいと思いますが。
	一 同	異議なし。
	議 長	異議がありませんでしたので、幹事長には作野英明委員、幹事には野口龍馬委員、監査につきましては庄倉三保子委員、野口孝志委員にお願いしたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。
	一 同	異議なし。
(3) 積立金、慶弔費の金額及び初回引き去り月について	議 長	積立金は今まで 6,000 円でしたが、ご異議ございませんか。
		(反対意見等なし)
	議 長	ないようですので 6,000 円で決定します。慶弔費については月に 400 円でしたがいかがでしょうか。
		(反対意見等なし)
	議 長	ないようですので 400 円で決定します。初回引き去りは 9 月からと事務局は申し出ておりますがよろしいですか。
	一 同	異議なし。
	議 長	9 月からと決定します。

	局長補佐	別紙に承諾書を付けております。ご住所とお名前を記入の上、8月中旬に事務局まで提出をお願いします。南部町の出納室が引き去りをしますので承諾書が必要です。再任の方も改めて提出をお願いします。
(3) 遊休農地の判断に関する現地研修について	議長	『遊休農地の判断に関する現地研修について』説明をお願いします。
	局長補佐	資料はありません。遊休農地調査が始まります。初めての方もおられますので現地研修を行いたいと思います。9月8日の10時30分からを予定しています。天萬庁舎2階会議室に集合してから現地に向かいます。
	議長	判定は、パトロールの大事なところですので、初めての方は、実際に見られて研修をお願いしたいと思います。
	局長補佐	研修場所は寺内地区を考えています。
(4) パトロールの出発式及び班編成について	議長	『パトロールの出発式及び班編成について』説明をお願いします。
	局長補佐	議案書の11ページです。毎年出発式を行っています。日程は9月12日と書いていますが、諸般の事情により9月13日の9時からに変更します。式の後、寺内地区のパトロールを考えています。 13ページに班編成案を付けています。利用状況調査は各班ごとで行っています。農業委員さんと推進委員さんのペアで編成しています。関係団体につきましては、日程が決まりましたら事務局から案内を出して一緒に回ります。つきましては、各地区で班長を決めて頂き本日報告をお願いします。実施日は、関係団体に案内する都合上余裕をもって事務局に連絡をお願いします。調査は出発式以降9月、10月で調整をお願いします。平日以外でも良いですが、関係団体の事もありますので今までは平日に行なっています。
	議長	このような形で本年度の遊休農地パトロールを行います。ご異議ありませんか。
	一同	異議なし。
	議長	ご意見がございませんでしたので、このような形で進めます。
	竹内委員	私も、どこかに入れてもらえると思っていましたが。
	議長	天津地区に入れてあげてください。
	庄倉委員	分かりました。
6. 報告事項 (1) 農地法第5条第1項の規定による農地一時転用届について	議長	報告事項に入ります。『農地法第5条第1項の規定による農地一時転用届について』上程致します。
	局長	【『農地法第5条第1項の規定による農地一時転用届について』朗読及び説明（議案書12頁）】  公共工事を行う際などに、農地を一時的に使う場合に届を出してもらいます。この2筆につきましては、先ほどの第5条の太陽光発電設備の工事を行うのに、どうしても農地を通らなくてはいけないという事で、工事用道路として一時的に農地を使うための届出です。
	議長	質疑を受けます。
		(質問、意見等なし)
	議長	ないようですので『農地法第5条第1項の規定による農地一時転用届について』報告を終わります。
7. その他	議長	『農業新聞の購読について』説明をお願いします。



農業新聞の購読について	局長補佐	新しく委員になられた皆さんに全国農業新聞の申込書をお配りしています。購読普及を行い農地の状況を知って頂く目的です。9月の総会までに事務局まで提出をお願いします。振替金融機関はJAのみです。押印は口座に届けられている印鑑をお願いします。
	議長	新しい委員さんには、購読をお願いします。
(3) 委嘱状、バッジ、手帳の交付について	議長	『委嘱状、バッジ、手帳の交付について』説明をお願いします。
	局長補佐	推進委員の皆様は委嘱状、バッジ、手帳をお配りしています。委嘱状の交付につきましては時間の関係で委嘱式まで行っていませんが、農業委員会から推進委員として委嘱をしたという事で大事に保管をしてください。バッジは、クールビズ期間以外は必ず着用をして下さい。手帳は農地法等網羅してありますのでご活用ください。顔写真と共に証明印を押していますので身分証明書としても使って頂けます。
	議長	バッジは委員の証ですので、総会には必ず着用をお願いします。
平成29年度第7回農業員会総会の日程について	議長	平成29年度第7回南部町農業委員会総会は、平成29年9月8日(金)に開催致します。その日は鳥取県農業会議の上場会長をお招きして研修会を予定しております。農地中間管理機構についてが主体となると思います。総会の開始時間は概ね13時30分からとじていますが、午前中に行なう現地調査の状況や申請内容により違う場合があります。ご理解ください。
その他	職務代理	農業委員会の会則についての説明はありませんか。
	議長	重要な点を事務局から説明をお願いします。
	局長補佐	本日、“農業委員会規則”“農業委員会会議規則”を配っています。打ち合わせ会の際にも配らせて頂いていますが、改めてポイントだけ説明します。19ページの第11条、総会では農業委員さんも推進委員さんも自由に発言して頂きたいと思えます。挙手の上、議長の許可を受け、起立して発言しなければならないという内容です。また、個人情報についてですが、この会は傍聴できますが、皆様には守秘義務がありますので、ここで話した内容は守秘義務を守って頂きたい。27条の議事録の関係です。規則により総会は議事録をとっています。事務局で作成し、議長が指名した議事録署名委員の方に署名を頂きます。推進員さんもです。
8、閉会	議長	これにて平成29年度第6回南部町農業委員会総会を閉会します。
<p>会議の次第は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>署名委員</p> <p>署名委員</p>		